

留 意 事 項

1 事前準備

捕獲者個人が備後ジビエ製作所へ事前登録申請を行う。

2 対象となる個体

(1) 箱わなで捕獲した個体であること。

※ 銃器，くくりわなで捕獲した個体は対象外

(2) 外観で「歩行障害がない」，「外傷がない」，「病気を持っていない」個体であること。

※ 止めさしを行った後に，病気などが判明して食肉加工できない場合であっても，緊急捕獲事業（処理加工施設）として処理可能。

3 注意事項

食肉加工施設の引き取りとなる場合，備後ジビエ製作所の職員が現場に到着するまでは止めさしを行わないこと。

※ 緊急で止めさしを行わなければ周囲に危険を及ぼす場合，備後ジビエ製作所に連絡の上，調整を行うこと。

4 報告書作成

① 幼獣の場合

焼却処分：市報償費の対象 <報告様式（A4 縦）へ記入>

食肉施設：市報償費の対象 <報告様式（A4 縦）へ記入>

② 成獣の場合

焼却処分：市報償費及び緊急捕獲の対象

<報告様式（A4 縦），報告様式（A4 横）へ記入>

食肉施設：市報償費及び緊急捕獲の対象

<報告様式（A4 縦）へ記入>

- ※ 緊急捕獲の対象ですが市への報告は備後ジビエ製作所が行うため、緊急捕獲の報告様式には記入不要。
- ※ 緊急捕獲の報告様式には「尾・耳・牙」を保管している個体のみ記入してください。
- ※ 「緊急捕獲の補助金」と「食肉施設買取金」を同時に受けることはできません。

受け入れができないもの

- (1) 神経症状を呈し、挙動や歩行に異常があるもの
- (2) 顔面その他に奇形・腫瘤等を有するもの
- (3) ダニ類等の外部寄生虫の寄生が激しいもの
- (4) 脱毛が著しいもの
- (5) 痩せている度合いが激しいもの
- (6) 皮下に膿を含む、膿腫が多くの部位にみられるもの
- (7) 口腔、口唇、舌、乳房、ひづめ等に水泡やただれが多くみられるもの
- (8) 下痢を呈し、尻周辺が著しく汚れているもの
- (9) その他、外見上明らかな異常がみられるもの